

令和 8 年度 河南町社会福祉協議会善意銀行
居場所づくり支援助成金 実施要項

河南町社会福祉協議会では、町民や団体、企業のみなさまから預託された現金や物品をもとに「善意銀行」を運営しています。

この善意銀行に預託いただきましたみなさまの善意を活用し、町内の福祉活動の推進を目的につながり見守り支えあうための居場所づくり活動を行う団体に「居場所づくり支援助成金」の払い出しを実施します。

1. 助成対象

- (1) 河南町内でつながり見守り支え合うための居場所づくり等を行う団体
※活動者及び参加者も含め 5 名以上
※これから立ち上げようとする団体も対象とする。ただし、年度内に立ち上げる
こと
- (2) その他、善意銀行運営委員会が適当と認めた団体

2. 対象となる活動

町内でだれもが参加できる多世代の地域の居場所や地域食堂、子ども食堂などの居場所づくりの活動

ただし、次に該当する場合は除きます。

- ・ 営利を目的とするもの
- ・ 宗教活動や政治活動を目的とするもの
- ・ 暴力団もしくはその構成員の統制下にあるもの
- ・ 法令や公序良俗に反して活動しているもの

3. 対象期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 令和 9 年 3 月 3 1 日（水）

4. 申請期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 令和 8 年 4 月 3 0 日（木）

（窓口時間 月曜日～金曜日（祝日除く）午前 9 時～午後 5 時 3 0 分）

5. 助成金額

1 団体につき 3 万円まで（助成総額 3 0 万円）

6. 対象経費

諸謝金、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、交通費、賃借料、材料費
会議費等

7. 申請方法

助成金申請書（様式1）および事業計画書、収支予算書、従事者名簿、団体規約を添付し、河南町社会福祉協議会まで提出する。※申請用紙は社会福祉協議会窓口にて配付

8. 選考方法

申請書類に基づき、善意銀行運営委員会で審査し助成先と助成額を決定します。なお、助成されない場合もありますので、ご了承ください。

9. 決定通知

結果については、文書で通知します。

決定後、助成金請求書（様式2）を提出後、振込により助成金を交付します。

なお、助成金は年度内に使い切りといたします。

10. 報告・精算

助成期間終了後に、所定の事業報告書（様式3）と添付書類（精算報告書、領収書の写し、活動風景の写真）を令和9年4月30日（金）までに社会福祉協議会へ提出してください。

※事業終了後、余剰金が生じた場合は、別途事業報告書（様式3）を提出のうえ差額の返還が必要です。

11. 留意事項

（1）活動の実施に際して、河南町社会福祉協議会善意銀行を活用した事業であることを周知してください。

（2）申請受付後、必要に応じて別途書類の提出依頼や電話または訪問等による問い合わせをさせていただくことがあります。

【申し込み・問い合わせ】

社会福祉法人 河南町社会福祉協議会

〒585-0014 大阪府南河内郡河南町大字白木 1359-6

電話 0721-93-6299 ・ Fax 0721-93-5299